

EUにおける新たな混合食品規制について



農林水産省

輸出・国際局 規制対策グループ



本資料は令和6年11月時点で得られた情報を元にとりまとめています。

- EUの混合食品規制の概要
- 規制の対象となる混合食品
- 公的証明書及び自己宣誓書
- 自己宣誓書の通関時の確認免除
- 公的証明書の発行手続
 - ▶ 肉製品、乳製品、卵製品を含む混合食品の場合
 - ▶ 水産製品のみを含む混合食品の場合
- 自己宣誓書
- 参考情報

EUの混合食品規制の概要

- EUは、動物性加工済原料及び植物性原料の両方を含む食品を「混合食品※」として独自に規制。
※ソーセージやかまぼこ等の畜水産物を主原料とした加工品は混合食品には含まれない。
- 対象となる混合食品は、
 - ✓ EU認定施設由来の動物性加工済原料を使用する必要。
 - ✓ 温度管理の必要性及び動物性加工済原料の種類により3つに分類され、輸出にあたり、公的証明書又は自己宣誓書の添付が必要。
- なお、混合食品の製造施設は、食品の衛生に関する規則**に基づき、HACCPに沿った衛生管理が必要。
** Regulation(EC) No.852/2004

分類	品目 (例)	製造施設のEU認定の要否		添付書類	
		最終製品 (混合食品)	動物性加工済原料		
混合食品	カテゴリー1 ・ 温度管理が必要	冷凍食品	不要 HACCPに沿った衛生管理が必要	必要	公的証明書 (注3)
	カテゴリー2 ・ 温度管理が不要 ・ 肉製品 (注1) を含む	ラーメンスープ			
	カテゴリー3 ・ 温度管理不要 (注2) であって、カテゴリー2以外のもの	だし入り味噌 めんつゆ 和菓子		必要	自己宣誓書 (注4)
(参考) 畜水産加工品	ソーセージ、かまぼこ	必要		公的証明書	

注1：肉製品には、肉エキスを含みますが、ゼラチンやコラーゲンなどは含みません。

注2：品質維持のため、冷蔵(0°Cより上)で輸出され、現地では常温で販売される製品を含みます。

現地では常温で販売される混合食品であっても、品質保持等の理由で0°C以下で輸送される場合はカテゴリー1の扱いになり、公的証明書が必要です。

注3：はちみつ製品を含む混合食品の輸出要件は、現在EU側に確認中です。

注4：はちみつ製品のみが含まれる混合食品は自己宣誓書が不要ですが、インボイス等の貿易関係書類の提出が求められます。

規制の対象となる混合食品 ①



- 規制の対象となる混合食品のCNコード※は以下のとおり。
- 輸出する製品が本規制の対象となる混合食品かどうかは、輸入者等を通してEU当局に確認する必要。
※ EU域内で使われる全8桁の合同関税品目分類表。6桁まではHSコードと共通。

CNコード	分類名(仮訳)
1517	マーガリン、動物性油脂や植物性油脂の混合物及びそれらの調製品
1518	脱水処理や硫化処理などの化学処理を施した動物性油脂、植物性油脂又はそれらの混合物及びそれらの調製品
1601 00	ソーセージその他これに類する物品、これらの物品をもととした調製食料品
1602	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血
1603 00	肉、魚又は甲殻類、軟体動物などのエキス及びジュース
1604	魚、魚卵を調製し又は保存に適する処理をしたもの
1605	甲殻類、軟体動物などを調製し又は保存に適する処理をしたもの
1702	固形の甘蔗糖及び甜菜糖以外の糖類(乳糖など)
1704	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。)
1806	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品

規制の対象となる混合食品 ②

CNコード	分類名 (仮訳)
1901	麦芽エキス並びに穀粉などの調製食料品及びミルク、ホエイなどの調製食料品
1902	スパゲッティ、ラザーニヤなど (加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。)
1904	コーンフレークなど穀物や穀物産品を焼いた調製食料品
1905	パン、ペーストリー、ケーキ、ビスケットなどのベーカリー製品
2001	食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をした野菜、果実、ナッツその他植物の食用の部分
2004	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍したものに限る。)
2005	調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜 (冷凍してないものに限る。)
2008	砂糖やその他甘味料、スピリッツを含むかを問わず、調製し又は保存に適する処理をした果実、ナッツ及びその他の植物の可食部 (その他に分類されないものに限る。)
2101	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品、コーヒー、茶又はマテをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物 (いつたものに限る。) 並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物
2103	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2104	スープ、ブロス、スープ用又はブロス用の調製品及び均質混合調製食料品
2105 00	アイスクリームその他の氷菓
2106	その他調製食料品
2202	砂糖その他の甘味料又は香味料を加えた飲料、その他のアルコールを含有しない飲料 (CN2009の果実又は野菜のジュースを除く。)
2208	エチルアルコール (変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料

公的証明書及び自己宣誓書



- 混合食品の分類に応じて、公的証明書又は自己宣誓書の添付が必要。
- 公的証明書は、混合食品に用いる動物性加工済原料の種類に応じて、農林水産省輸出・国際局又は動物検疫所が発行。
- 自己宣誓書は、輸入者が作成。

分類		品目 (例)	添付書類	発行主体
混合食品	カテゴリー1 ・ 温度管理が必要	冷凍食品	公的証明書 (注3)	<ul style="list-style-type: none"> • 動物検疫所 [肉製品、乳製品、卵製品を 含む混合食品] • 輸出・国際局 [水産製品のみを含む 混合食品]
	カテゴリー2 ・ 温度管理が不要 ・ 肉製品 (注1) を含む	ラーメンスープ		
	カテゴリー3 ・ 温度管理不要 (注2) であって、カテゴリー2以外のもの	だし入り味噌 めんつゆ 和菓子	自己宣誓書 (注4)	輸入者

注1：肉製品には、肉エキスを含みますが、ゼラチンやコラーゲンなどは含みません。

注2：品質維持のため、冷蔵(0°Cより上)で輸出され、現地では常温で販売される製品を含みます。
 現地では常温で販売される混合食品であっても、品質保持等の理由で0°C以下で輸送される場合はカテゴリー1の扱いになり、公的証明書が必要です。

注3：はちみつ製品を含む混合食品の輸出要件は、現在EU側に確認中です。

注4：はちみつ製品のみが含まれる混合食品は自己宣誓書が不要ですが、インボイス等の貿易関係書類の提出が求められます。

自己宣誓書の通関時の確認免除 ①



- カテゴリー3混合食品のうち、リスクが低いものは、通関時の自己宣誓書の確認が免除される。
- 通関時の確認が免除される品目については、輸入後、各加盟国当局が市場流通時に規制への適否を監視。

対象品目の要件

次ページのリストに挙げられているCNコードに該当するカテゴリー3混合食品であって、以下の要件を満たすもの。

- ① 原料の卵製品及び乳製品について、EU規則に基づく加熱処理*がされていること

※ [COMMISSION DELEGATED REGULATION \(EU\) 2020/692](#)において定められた加熱処理
乳製品：付属書 27のB欄
卵製品：付属書 28

- ② ヒトの食用であることが明記されていること



- ③ しっかりと密封されていること



自己宣誓書の通関時の確認免除 ②



対象食品リスト

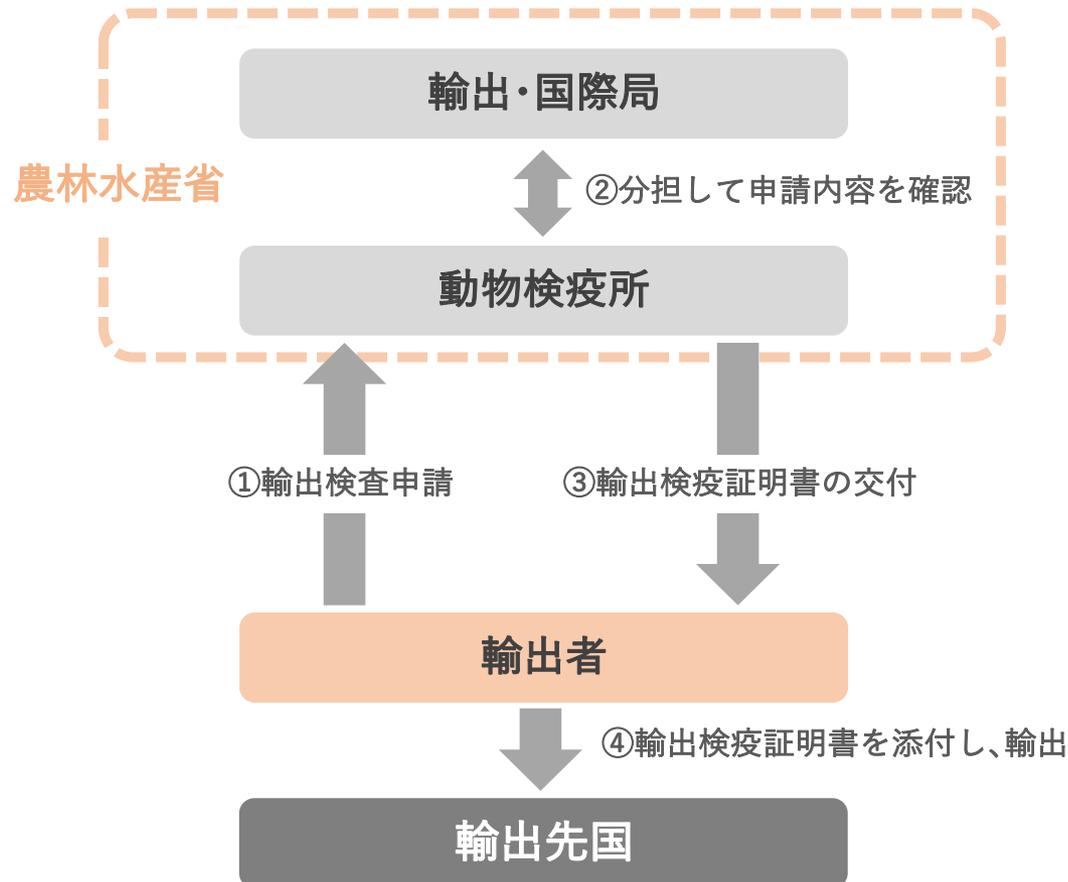
CNコード	品目（仮訳）
1704, 1806の一部	菓子類、チョコレート及びココアを含む調整品の一部。
1902 19, 1902 30, 1902 40の一部	パスタ、麺類、クスクスの一部。
1904 10, 1904 20, 1904 90の一部	穀物又は穀物産品を膨張させて又はいつて得た調製食料品、いつてない穀物のフレークから得た調製食料品、いつてない穀物のフレークといった穀物のフレーク又は膨張させた穀物との混合物から得た調製食料品、米及びその他の穀物から得た調製食料品の一部。
1905 10, 1905 20, 1905 31, 1905 32, 1905 40, 1905 90の一部	パン、ケーキ、ビスケット、ワッフル、ウエハース、ラスク、トーストしたパン及びトーストした製品の一部。
2001 90 65, 2005 70 00, 1604の一部	魚を詰めたオリーブの一部。
2005 20 20の一部	すぐに食べられるポテトチップス・クリスプの一部
2101	コーヒー、コーヒー代用品、茶又はマテ抽出物、香料・濃縮物及びこれらをもとにした調整品、コーヒー・茶・マテをもとにした調整品。
2103の一部	少量の魚の出汁を含むみそ及び少量の魚の出汁を含む醤油
2104の一部	だし汁及び風味料の一部。
2106 の一部	動物性加工原料を含む栄養補助食品（グルコサミン、コンドロイチン及びキトサンを含む。）の一部。
2208 70 の一部	酒類の一部。

(出典) [Commission Delegated Regulation \(EU\) 2021/630](#)

公的証明書の発行手続 (肉製品、乳製品、卵製品を含む混合食品の場合)

カテゴリー1及び2混合食品のうち、動物性加工済原料として、肉製品、乳製品、卵製品を使用しているものを輸出する場合には、農林水産省動物検疫所が交付する公的証明書(輸出検疫証明書)を当該製品に添付する必要(手続①~③)。

公的証明書発行フロー



輸出検査申請に必要な書類

- 混合食品説明書 (別紙様式1)
- インボイスの写し
- パッキング・リストの写し
- 船荷証券 (BL) 又は 航空貨物運送状 (AWB) の写し
- 製品仕様書
- 輸出要件を満たすことを証明する書類
- (輸入した動物性加工済原料を使用する場合) 輸出国の政府機関による証明書

※ 詳細は「欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出混合食品の取扱要綱」を参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.htm#eu_mixtures

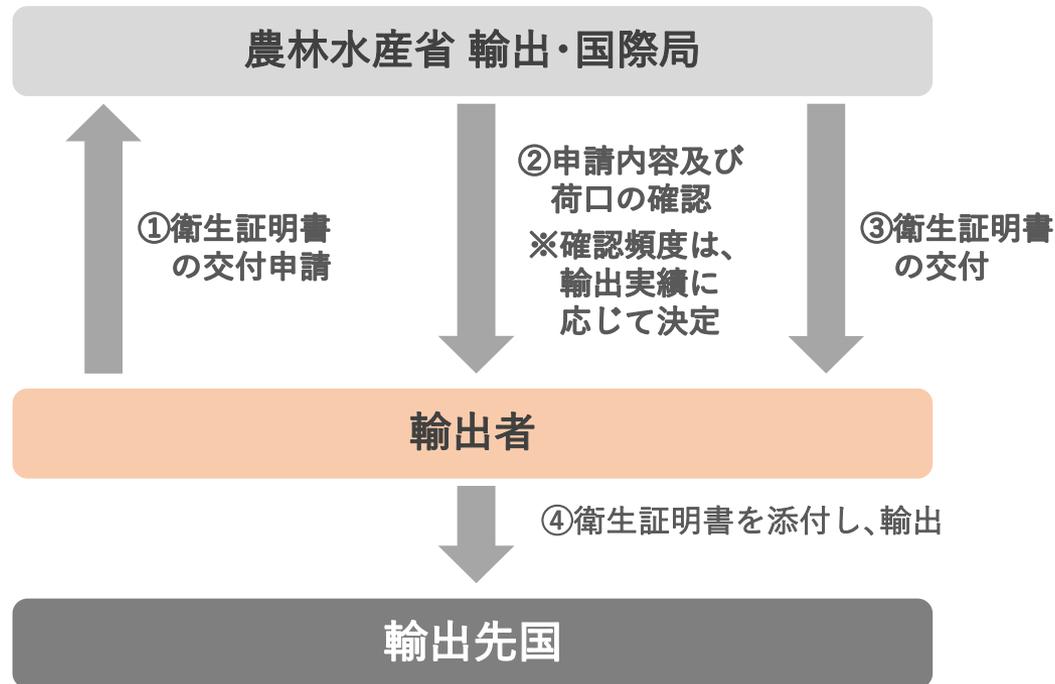


公的証明書の発行手続 (水産製品のみを含む混合食品の場合)



カテゴリー1混合食品のうち、動物性加工済原料として、水産製品のみを使用しているものを輸出する場合には、農林水産省輸出・国際局が交付する公的証明書(衛生証明書)を当該製品に添付する必要(手続①～③)。

公的証明書発行フロー



証明書交付申請に必要な書類

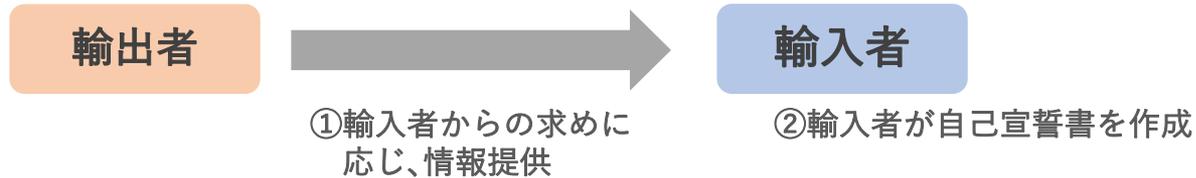
- 混合食品説明書 (別紙様式1)
- インボイスの写し
- パッキング・リストの写し
- 船荷証券 (BL) 又は 航空貨物運送状 (AWB) の写し
- 製品仕様書
- 輸出要件を満たすことを証明する書類

※ 詳細は「欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出混合食品の取扱要綱」を参照ください。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.htm#eu_mixtures



自己宣誓書の作成フロー（はちみつ製品のみを含む混合食品を除く）



※ 自己宣誓書の様式は[Commission Implementing Regulation \(EU\) 2020/2235](#)の Annex Vに規定されている。



混合食品規制に関する情報

- 欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー向け輸出混合食品の取扱要綱
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html#eu_mixtures
- EUにおける新たな混合食品規制への対応について
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/EU.html>
- 混合食品規制に関するQA
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/attach/pdf/EU-9.pdf>
- 家きんの畜産物の輸出（動物検疫所）
<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/exkakin3.html#eu>
- 混合食品の規制について（欧州委員会）
https://ec.europa.eu/food/safety/international_affairs/trade/special-eu-import-conditions-composite-products_en
- EUにおける新しい公的管理・植物衛生・動物衛生制度に関する調査（2021年3月）(JETRO)
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2021/02/1f230e3f203106e4.html>

EU HACCP認定施設に関する情報

- 国内の認定施設リスト
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/yusyutu_shinsei_ousyu.html#欧州連合等
- EU加盟国の認定施設リスト（国別）
https://ec.europa.eu/food/safety/biosafety/food_hygiene/eu_food_establishments_en
- 第三国の認定施設リスト（検索ページ）
<https://webgate.ec.europa.eu/tracesnt/directory/listing/establishment/publication/index#!/search>